

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	法人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和7年12月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、法人市民税の課税、異動、照会や証明書の発行、通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②課税情報の照会 ③課税データ、異動届の入力
③システムの名称	法人住民税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
法人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 市民部 税務課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 市民部 税務課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠		みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。
-------	--	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月31日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	法人住民税システム、宛名管理システム	法人住民税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー	事前	平成27年8月に見直しを行つたため
平成27年8月31日	4.情報提供ネットワークによる情報連携①	未定	実施する	事前	平成27年8月に見直しを行つたため
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	税務課長 星野 陽一	税務課長	事後	
令和1年6月27日	3.個人番号の利用法令上の根拠	第9条第1号	第9条第1項	事後	記載誤り
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報提供の根拠】—	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報提供の根拠】—	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和4年8月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和7年12月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、中間サーバー	軽自動車税システム、宛名管理システム、中間サーバー、番号連携システム	事前	システムの追加
令和7年12月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16の項	番号法 第9条第1項 別表24の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
令和7年12月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二【別表第二における情報照会の根拠】27の項 【別表第二における情報提供の根拠】—	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 表48の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
令和7年12月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業的なミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業的なミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	様式変更に伴う項目追加